

## 広島歯科医学雑誌投稿規定（令和2年3月5日改訂）

1. 投稿は、原則として広島県歯科医師会会員に限る。
2. 投稿論文は他誌に発表、掲載したことがないもので、内容は総説、原著および症例報告、臨床、その他とする。
3. 本誌に掲載された論文の著作権（著作財産権、copyright）は、本会に帰属する。
4. 本誌に掲載された論文は、医学中央雑誌Web等に収載登録することがあるので、Web上で原著論文扱いとなることで研究活動に支障が生じる著者は、事後抄録形式（図表・写真等なし）で執筆し、そうでない著者は論文形式で執筆すること。
5. 臨床研究はヘルシンキ宣言の主旨に沿ったものとする。また、個人情報の取り扱いについては、「臨床研究に関する倫理指針」（厚生労働省）による規定を遵守し、具体的には以下の事項に留意する。
  - ①患者個人の特定が可能となる氏名やイニシャル、住所、カルテ番号、入院番号等は記載しない。
  - ②患者の職業や紹介先施設名・診療科名などについても、患者個人が特定される可能性のある場合は記載しない。
  - ③顔写真を掲載する場合は、患者個人を特定できぬよう目隠しを付す。
  - ④以上の配慮をしても患者個人が特定される場合は、患者本人（または遺族か代理人、小児では保護者）から論文内容を提示した上で、発表に関する同意を得ること。
6. 抄録登録時点でその内容に関連して利益相反が生じる場合には、投稿時に別記基準項目別に、企業・団体名を必ず開示する。なお、金額を開示する必要はない。また、利益相反が生じない場合も、その状態を開示すること。発表年度4月より翌年3月まで（2016年4月～2017年3月）の期間のCOI状態を申告すること。（詳細は別記参照）
7. 原稿は、デジタルデータにプリントアウトを添えて投稿する。本文、文献、脚注、表図の説明、表・図または写真、要約の順に、Windows OSにて読み取り可能なメディア（CD-ROM）に保存し提出する。プリントアウトはA4判用紙を使用し、一括して左上隅をひもでとじ添付する。
8. 原稿の書き方は次の要領となる。
  - ①原稿は、学術用語などの特殊なものを除き常用漢字を使用して、口語体、新かなづかい、ひらがな、横書きとする。
  - ②原稿には和文の表題、著者名と共に英文による表題、ローマ字著者名ならびに日本語キーワードを記し、脚注に著者所属、学会発表についての記事をまとめ、所属の異なる著者名には、<sup>1)</sup> <sup>2)</sup>...等の符号をつけ別紙に記載する。
  - ③数字は算用数字、外国語は原綴りとし、単位符号は次に準ずる。  
m,cm,μs,m<sup>2</sup>,l,ml,kg,g,mg,%,℃,等。
  - ④表・図（写真を含む）の印刷原稿は、A4判用紙を用いて1枚ずつ作成し、表または図ごとに通し番号をつけ、本文末尾にまとめる。表・図の挿入箇所は本文に朱書で明記する。
  - ⑤文献は引用箇所に番号を付し、本文末尾に、番号順に一括掲載する。雑誌は（文献番号）、著者：表題、誌名、巻：頁、年の順で、単行本は（文献番号）、著者、書名、発行所、発行地、頁、発行年の順で正確に記載する。
9. 表・図は出来る限りオリジナルのものを使用し、他の書籍からの転載にはあらかじめ著作権者・出版元より転載許可を得たものとする。
10. 症例報告等は、患者・対象者から本誌論文掲載の承諾が得られたことを原則とし、その旨を本文中に明記する。
11. 投稿は原則として無料とする。なお、表図の組判代、製版費、アート紙代および特殊な印刷の実費等は著者負担とする。
12. 別刷を希望する場合は表紙に希望部数を朱書で明記する。なお、その費用は30部（モノクロ刷り）あるいは20部（カラー刷り）までは無料とし、それ以上は著者負担とする。
13. 著者による校正は初校のみとし、著しい変更、追加、削除はしない。朱書で校正し、原稿と共に指定の期日に必ず返却する。
14. 原稿の採否は編集委員会において決定する。編集に関しては、編集委員会に一任とする。
15. 投稿原稿は原則として返却しない。
16. 原稿の送付先

〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-4  
広島県歯科医師会館内  
広島歯科医学雑誌編集委員会 宛  
付) 郵送中における事故を考慮し、書留速達  
便とすると同時に、提出原稿のコピーを  
手元に保管しておかれない。

## (別記)

### COI 開示の基準

(日本歯科医学会平成 26 年 10 月 9 日実施の「研究等の利益相反に関する指針」に準拠)

項目	申告の基準
① 報酬額	1 つの企業・団体から年間 100 万円以上
② 株式の利益	1 つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5% 以上 保有
③ 特許使用料	1 つにつき年間 100 万円以上
④ 講演料	1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上
⑤ 原稿料	1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上
⑥ 研究費・助成金などの総額	1 つの企業・団体からの研究経費を共有する所属部局（講座、分 野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上
⑦ 奨学（奨励）寄付などの総額	1 つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、 分野あるいは研究室など）に支払われた年間総額が 200 万円以上
⑧ 企業などが提供する寄付講座	企業などからの寄付講座に所属している場合に記載
⑨ 旅費、贈答品などの受領	1 つの企業・団体から年間 10 万円以上

### COI 開示場所

該当する COI 状態については論文末尾の文献の前に「」を付与記載し、開示する。

### COI 開示様式

(1) COI 状態がない場合、「本論文に関して、開示すべき利益相反状態はない」と記載する。

(2) COI 申告開示の必要がある場合、「本発表に関して、開示すべき利益相反状態あり」と記載し、  
項目、COI 状態にある企業・組織または団体名を記載する。